

中野区教育委員会会議録 平成24年第6回臨時会

○開会日 平成24年10月12日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時36分

○閉 会 午後 9時5分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔協議事項〕

- (1) 中野区立小中学校再編計画の改定について（学校再編担当）
- (2) 教育委員会に対する陳情について（学校再編担当）

中野区 教育委員会
第6回臨時会
(平成24年10月12日)

午後 8 時 0 5 分開会

高木委員長

ただいまから、教育委員会第 6 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、協議に入ります。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の 1 番目、「中野区立小中学校再編計画の改定について」及び 2 番目、「教育委員会に対する陳情について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の会議の場でまだ確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいものと考えられます。また、そのことによって公正な審議が保てないことなども考えられます。したがって、本件各協議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても、再編計画の改定素案が発表されるまでの間は非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項の 1 番目、「中野区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

もしかしたら繰り返しの質問になってしまうかもしれませんが、今まで我々が審議していた案では、例えばどこどこの統合新校はいつ統合するというようなことは、何年度ということが入っていたわけですが、今回審議する修正されたスケジュール表です

と、まず、建物の調査・診断という1項目といいますか、それが加わって、その後の統合とかがずれる形。統合の時期も、はっきり何年度というふうには入れていないという形になったわけなのですけれども、こういうふうに変ったというのは、文部科学省の学校施設老朽化対策の方針が出たからというふうに考えていいのでしょうか。その辺のご説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

統合する学校につきましては基本的に改修することを考えております。改修に当たっては、統合に当たっての外観の改修ですとか、教室の整備とか、そういったことを想定しておりました。中野区の学校につきましては、建築後50年を迎える時期が近づいてきているということもございます。当初、建築後50年を迎えた学校について、その時点で改修または改築といったことを考えていかなければいけない事態が生じることが想定されます。最近の文部科学省の学校施設老朽化対策ビジョン中間まとめを見ましても、建築後50年たった学校について、いわゆるスーパーリフォーム、大規模改修をすることによって30年から50年の長寿命化を図ることができるというようなことも示されております。そういったことを考えますと、統合新校につきましては、今後の学校としての利用といったことを考えますと、この時期に合わせて大規模な改修を行って、長寿命化を図って、その後、安定した学校施設として使っていくということのほうが望ましいということを考えました。

山田委員

先ほどご説明いただいた、文部科学省が示している大規模改修に対しての補助金制度みたいなものが発表されたということですが、それは、大規模改修が予定される学校1校につきということの勘案であれば、来年度予算に関係すれば、何校が必要かということは区としてはきちんと示さなければいけないということになるわけですね。

副参事（学校再編担当）

文部科学省も今その補助について検討しているところで、具体的な補助内容について示されているわけではございません。ただ、文部科学省としても、これからの地方自治体の財政状況等を考えると、全てが改築ということは難しいのだろうということで、大規模改修による長寿命化を図っていくことを示しております。そうしますと、それに対して何らかの補助が行われるであろうということが想定されるということになっていくと思います。

そういったことを考えましても、中野区のこれからの統合校、これの大規模改修は何校

必要かといったことをきちんと調査して確定していくということが必要だというふうに考えています。

山田委員

そうすると、大規模改修を予定している校数というのは、既存で再編に関係ない学校もあるし、再編・統合になる学校もあるという理解でよろしいですね。

副参事（学校再編担当）

今議論しているのは再編計画ですので、再編校のうちの統合新校で、これまでの議論で、改修では難しい、改築をしなければいけない学校がありました。それを除いた分については改修を考えていくということになっておりますので、この改修を考えていく学校については大規模改修が適用できるかどうか調査をしていきたいというふうに考えております。

そのほかの中野区の学校で建築後50年を迎える学校が出てきますので、その学校についても、その時期に調査をして、これからどうしていくかということを考えていくことは必要だというふうに考えております。

山田委員

そうすると、繰り返しですけれども、この再編計画で出てきます統合対象校については、平成25年度の予算の中で建物の調査・診断を行って、どのようにするかということを決めなければいけないということになるわけですか。

副参事（学校再編担当）

基本的には改修で対応したいと考えておりますので、委員おっしゃるように調査を行いまして、大規模改修でできるかどうかということを確認して、改修が難しい場合は改築ということを考えていくという形になっていくと思います。

山田委員

そうしますと、4ページにあるように、校舎の改築等を行う場合には、機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があつて、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できる充実した施設が求められるということに即したことを平成25年度でやりたいということによろしいですか。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

大島委員

建物の調査・診断をする必要ということはわかったのですが、そういうことで、リ

フォームで足りるのか、改築が必要かというようなことを来年度に調査するのであれば、むしろ、調査が終わってから、その診断結果を見て、どこどこは改築をしなければいけないからこういうスケジュールになるとか、どこどこの学校はスーパーリフォームで対応できるからこういうスケジュールになるとか、スケジュール的な計画を立てたらいいのではないかというふうにも思えるのですけれども、それはどうでしょうか。

副参事（学校再編担当）

大規模改修をする統合新校につきましては、統合新校を対象に調査をすることを考えております。統合新校につきましては学校再編計画で決めていくこととなりますので、これを定めないと調査をする予算をつけることが難しいというふうに考えております。

大島委員

ということは、私がさっき言ったように、調査をしてから計画を決めればいいのではないかというのは成り立たなくて、つまり、この計画で統合新校がどこになるというようなことが決まっていないと調査をするための予算もつかないから進まないという理解でよろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

今、大島委員から質問があったように、我々が見ても、年次が入っていないスケジュールというのはちょっと頼りないというか、最終年度の平成35年度がはっきり示されていますから、その中でやるのだということは、我々は議論もしていますし、よく理解できるのですが、やはり一般の区民の方からすると、ちょっと頼りないスケジュール、再編計画だと思われるのですね。ただ、今お話があったように、再編を進めていくための調査・診断の結果によって、大規模改修とかができれば、よりよい教育環境ができるということは我々も理解しました。ただ理解がちょっと混乱している部分があるのですが、このスケジュールがはっきりと出せるというのはいつぐらいの見込みになるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

来年度に建物の調査・診断をして、大規模改修でいけるのか、改築が必要になるのかということを判断いたします。その後にスケジュールを固めることができますと思いますので、来年度にお示しすることができるかと考えております。

高木委員長

そうしますと、最終年度の平成35年度は動かないと。このスケジュールには個別の年度は入っていないのだけれども、来年度中には入るという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

今回お示しする素案では、平成25年度から平成35年度までということで始まりと終わりを示しただけですけれども、その間の想定スケジュールというのは資料1で示してあるとおりです。これについては、根拠がなく絵を描いたわけではなく、協議をしてきた中でお示ししましたように、一定の想定をしております。ただ、建物の調査・診断を行いませんと、このスケジュールどおりでできるかどうかお示しすることができませんので、年次は現段階ではお示しができないというふうにして、年次を抜いたもので「素案」という形にしたいというふうを考えております。

高木委員長

例えば、診断の結果として、通常の改修的なもの、いわゆるスーパーリフォームと言われる大改修、それから改築。一般の感覚で言うと建て替えですね。三つあって、それぞれ違うとしても、多分、誤差はプラスマイナス1年ぐらいだと思うのです。例えば、ここで移転を何年度から何年度に予定みたいな書き方というのはできないのですか。

副参事（学校再編担当）

移転の時期を何年度から何年度まで、統合の時期を何年度から何年度までというふうに書きますと、その数字のどちらになるかによって影響が出てくると思います。また混乱を生じるものになると思いますので、それにつきましては年次が確定した段階でお示しをしたいというふうを考えております。

大島委員

我々は今までいろいろ議論してきているので、こういうふうなスケジュールが変遷したということについても一定の理解を持っているのですけれども、例えば一般区民の方がこれを見た場合に、きちんとした統合、いついつというような時期が特定されていないスケジュールで、これでは「計画」と言うに値しないのではないかというような感想を持つ方もいらっしゃるのではないかと推測されるのですけれども、こういう曖昧なもので「計画」と言えるのかという疑問についてはどうでしょうか。

副参事（学校再編担当）

学校再編計画というものは学校の統合と通学区域の変更によって行うものと考えております。統合の場合は、統合する学校と統合新校を決めて、その位置を決める。それで、そ

れがいつ行われるかということが決まっていくというものだと思います。どの学校とどの学校を統合するか、それから、統合新校はどうするかというのがこの統合についての肝要な部分だというふうに考えております。その後の手続について、年次は示していませんけれども、このような仮校舎を使って工事を行って、その後、統合・移転をするというようなことも示しております。そういったスケジュールについても粗々のものは示しておりますので、あとお示ししていないのはその年次だけという話になります。年次につきましては、繰り返しになりますけれども、調査をしないと確定的なことが言えません。一度示した年次が後で動くというのも行政としてはなかなか難しいものがございますので、現段階では年次を外したもので計画として示していくというふうに考えております。

山田委員

今に関連したことですけれども、前期計画の反省の中では、初めての再編計画だったものですから、教育委員会でもなれていなかったこともあって、住民への説明が不足していた経過があるかと思うのです。今のご説明ですと、素案を案とするとき意見交換会が開催されることになると思いますけれども、平成25年度にスケジュールがある程度決まったときにもまたもう一度説明を繰り返すというような手法をとることが必要だと思うのです。その辺についてお考えはどうか。

副参事（学校再編担当）

この素案を示した後に、10月から12月ぐらいまでにかけて、地域での意見交換会、学校を使っての意見交換会、関係団体への説明といったことを考えております。回数としては、学校20校、それから地域での意見交換会を3回程度を今予定しております。今回示すのが、年次が示されておられませんので、来年度調査の結果、年次を確定いたします。そこでスケジュールが確定いたしますので、来年度、その確定したスケジュールを持ちまして地域での説明といったことが必要になりますし、やっといこうというふうに考えております。

山田委員

もう1点です。

資料1ですけれども、左側には、おのおのの該当校には「建物の調査・診断」という書き込みがあるのですが、一つだけ、第八中学校の取り扱いについてはまだ記載されないのは、当然、「四中と八中の統合が決まらない」ということではないかと。第八中学校についても建物の調査・診断はしかるべき時期にやるということの理解でよろしいですか。

副参事（学校再編担当）

第八中学校と新井小学校について、統合新校ですけれども調査を入れておりません。この学校につきましては、施設規模等でそのまま統合新校として使うことができませんので、当初から改築を予定しております。改築をいたしますので、ここで言う平成25年度の調査は必要がないというふうに判断しております。

高木委員長

山田委員のご発言がありましたように、中学校の統合に関しては、統合の準備は最低でも2年半、長い場合は3年ということですから、その前に建物の調査・診断が入るとすると、来年度入学に関しては実際に統合まである程度余裕があると思うのですが、小学校の場合は6年間という長いスパンですから、それも見据えて区民の方に説明・告知が要と思うのです。まさに山田委員のご指摘のとおり、幼稚園、保育園、あるいはそこに通っていない方への説明はやや足りなかったなという反省が我々にもありますので、そこはやはり十分にさせていただいて、ここに年度が入っていないのだけれども、そこら辺をきちっとご説明いただけるような配慮を私からもお願いします。

副参事（学校再編担当）

未就学の幼稚園児、保育園児の保護者に対する説明が足りなかったというのが前期の再編計画で指摘されたところでございます。今回につきましては、説明会を学校等で行いますので、その案内等を幼稚園、保育園を通じまして周知をしていきたいというふうに考えております。

大島委員

それに関連してです。

ことしというか、まだ調査の結果が出ない前でも、こういう計画の素案が出ますと、当然、今おっしゃられたように、各学校とか地域で意見交換会を行うと思うのです。そのときにはまだ確定的にいつ校舎ができてとか、いつ準備ができて、いつ統合だとかは言えないけれども、例えば、診断の結果、スーパーリフォームでいくというふうになった場合にはいつごろ統合ができる見込みです、改築をするということになった場合にはいつごろできる見込みですみたいなことは、両方の可能性を並行的に説明するような意味では、不確かなことかもしれませんが、両方の場合を併記する形で一応の見込みは示せるというふうに考えてよろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

現在のところ、スケジュールは大規模改修を想定して立てております。調査の結果、大

規模改修でいけるとすれば、この時期に統合が行われる想定だということを、素案としては示しておりませんが、申し述べることはできると思います。しかし、改築になった場合には、改築に伴ういろいろな手続がございます。例えば地下埋設物の調査ですとか、建築基準法上の特例許可ですとか、財政負担などの問題とかいろいろありますので、それによって若干のスケジュール変更が出てくると思います。スケジュール変更が出るか出ないかも調査をしてみないとわからない部分がありますので、改築の場合はこのぐらいの想定になるということを申し上げることは難しいというふうに考えております。そういうことで、今回の素案で示す年次についても確定をしないのでお示しができないということになります。

高木委員長

逆に、来年度中には建物の調査・診断結果が出るということですから、それを踏まえた改修なのか、大改修、いわゆるスーパーリフォームなのか、改築なのかが出て、しかも、その場合、何年度になるというところまで来年のうちにらせるということによろしいのですか。

副参事（学校再編担当）

建物の調査・診断を行いますと、大規模改修でできるのかどうかははっきりいたしますので、その段階でスケジュールを確定して、お示ししていくというふうに考えております。

教育長

今回は、素案ですがけれども、今年度中に再編計画ということで策定しようと準備をしているわけです。今議論されているように、調査を入れることで統合の年次が入れないということになっていますけれども、そのステップを入れたことによって私たちはよりよい教育環境を追求していくということになると思いますし、今の時代に合った、例えば環境に配慮した学校であるとか、ICT教育も今進めています、そうした環境を整えていくとか、時代に合った環境にもなるということもあって、事務局ではこうしたスケジュールを考えたのです。委員からいろいろご心配がありますように、年次を示していないと区民の方も不安になるのではないかとということだと、反対に、来年度中には絶対に事務局として診断をした上で統合のスケジュール、年次をお示ししなければ、かえってこの信頼を失うということになりますので、委員長から何度も「来年度中にはスケジュールを示せるのですか」というご質問がありましたけれども、事務局としては、来年の秋ごろ以降には確実に示して行って、区民の方々にきちんと説明させていただくということで考えてお

ります。

高木委員長

もともこの再編計画につきましては、中後期は平成20年度を目途に計画を改定して校舎の位置や時期を定めるということにしていたと思うのですね。それが丸々4年。たしか私が前回委員長だったときに、「これができなくて申しわけありません」と言った覚えがあるのですが。再編計画が決まらないということは、イコール、中P連、小P連の方とお話をしたときに、対象以外の学校の改築や水準を上げるのもなかなか着手しづらいという非常によくはない状況があると思うのですね。ですから、私も、「スケジュールが入っていないものをお出しすることには抵抗がない」と言うとうそになりますが、これを出さないと進めないということ。進めることによってよりよい教育環境が達成できる可能性があるとする、これでいくのかなと。

素案の39ページの「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」のところですが。前回の定例会で出たと思うのですが、この扱いに関しては、平成25年度中に再編のスケジュールが出ないという扱いにならないということなのです。これをすーっと読んでいくと、何となく、平成25年度からこうなるように見えなくもないので、何かちょっと工夫が要るかなと思うのですが。

副参事（学校再編担当）

学校再編に伴う指定校変更の取り扱いにつきまして、いつから適用するかということをも明確に書いていないのですけれども、一番下に「※」で備考みたいな形で、「取り扱いについては、統合の具体的な時期を定めるのにあわせて、別途お示しします」の一文で説明をしていると考えております。

高木委員長

臨時会を休憩します。

午後8時05分休憩

午後8時15分再開

高木委員長

それでは、臨時会を再開いたします。

今、39ページの「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」の効力を発揮する時期についてご説明をいただいたのですが、一番下の「※」のところを見ただけでは、それが理解しづらいと思いますので、この文章を変えて、冒頭のほうに持ってきて、「効力を発揮

することがスケジュールが出たとき」という文言に修正したほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

山田委員

前期の再編の計画を出したときにも、指定校変更の取り扱いというのは、該当される保護者にとっては非常に大切なことなのです。この文章だけでは具体的な説明が不足しているので、委員長ご指摘のとおり、何年度とスケジュールが示されたところでまた改めて別途示すということをきちんと明確に入れたほうが説明責任を果たせるかなと思いますので、そういった修正を加えたほうがよろしいのではないかと思います。

副参事（学校再編担当）

今、意見が出ましたとおり、指定校変更についての取り扱いがこれだけだとなかなか読み取りにくいということですので、指定校の原則、変更の取り扱いの原則、それが適用される時期、この3点についてちょっと修正を加えてお示ししたいと思います。

高木委員長

それでは、ただいま協議しました修正内容について、事務局に修正案を作成させる時間をとりたいと思いますので、臨時会を休憩いたします。

午後8時18分休憩

午後8時50分再開

高木委員長

それでは、臨時会を再開いたします。

事務局に修正案を読み上げさせます。

副参事（学校再編担当）

ただいま「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」について、この表記のままですと理解がしにくいということがありましたので、修正を求められました。事務局のほうで案文を用意しましたので、読み上げたいと思います。

11「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」の後に文言を追加したいと思います。追加する文言としましては、「子どもたちが通う学校については教育委員会が指定しており、指定された学校の変更を希望される場合には、理由に応じて教育委員会が承認することとなっています。学校再編に伴い、在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をすることとし

ます。なお、この特例の基本的な考え方は次のとおりですが、適用時期などは平成25年度に定める学校再編の時期に合わせて定めます」、以上でございます。

高木委員長

一番下の二つ目の「※」はとるのですよね。「学校再編に伴う指定校変更の取り扱いについては」云々はとると。

副参事（学校再編担当）

失礼いたしました。そのとおりでございます。

高木委員長

ただいまの修正案のとおり修正するという事によろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

それでは、本日の協議をもって、当委員会として、中野区立小中学校再編計画第2次素案策定の協議が整ったことを確認したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

それでは、事務局は、本日確認した内容で素案の決定と公表の進めを進めてください。また、次回の会議において、改めて決定した素案と今後のスケジュールについて報告を受けたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

臨時会を休憩いたします。

午後8時54分休憩

午後8時55分再開

高木委員長

それでは、臨時会を再開いたします。

なお、素案につきましては、言葉の「てにをは」等、もしかすると細かい修正があるかもしれませんので、その件につきましては教育長に一任したいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

それでは、次回の会議において、改めて決定した素案と今後のスケジュールについて報告を受けたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

次に、協議事項の2番目、「教育委員会に対する陳情について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

学校再編に関しまして陳情が2件出ておりました。

1件目が「中野区立小中学校再編計画改定について」というもので、9月6日付のものです。こちらの趣旨は、これ以上、区内の地域間格差を生じさせることのないよう、前期学校再編において廃校となった地域の学校は中後期計画の対象から外してくださいというものです。

もう1点の陳情が「第三・第五・第十中学校を存続することについて」という題名のものです。9月18日付のものです。こちらの趣旨は、第三中、第五中、第十中を学校再編計画から除くことを強く求め、陳情とするというものです。

これらの2件の陳情についての考え方でございますけれども、これら2件の陳情につきましては、いずれも学校再編に関連するものです。学校再編につきましては、よりよい教育環境を確保していくために行うものであり、学校再編計画の改定に当たりましては、適正な規模の学校の確保と、小・中学校の通学区域の整合を大きな柱に協議を重ねてまいりました。その結果を素案としてまとめるものでございますので、今回の陳情の趣旨を受け入れることは難しいのかなというふうに考えております。

説明は以上でございます。

高木委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

区民の方がこの学校再編について大変真剣に考えてくださって、そして、ご自分のご意見をわざわざ教育委員会までお寄せくださったことについては、本当にありがたいことだと思っています。ただ、学校再編の内容につきましては、我々教育委員、それから事務局も含めてこれまでいろいろ議論してきまして、その結果、この素案ということできょう協議が整いました。私たちとして今の時点でこれがベストの内容ではないかというふうに考えているわけですので、陳情された内容には残念ながら沿わない内容になっているわけで、申しわけないとは思うのですけれども、いたし方がないことだなと。陳情には沿えない結果になったけれども、我々としては、よりよい教育環境のためにこの計画が我々が今考え得るベストなものだというふうに判断しましたので、ご了承いただきたいと思う次第です。

高木委員長

私から質問というか確認です。

この陳情というのが出たときに、教育委員会としてはどういうふうに回答というか、対応するようなルールになっているのか、もう1回説明をしていただけますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この陳情の取り扱いについては、教育委員会規則がございまして、迅速かつ慎重に検討して、その結果を陳情者に通知するという事になってございますので、教育委員会の委員長名で回答を作成し、通知するという取り扱いになっております。

高木委員長

大島委員から発言がありましたように、この地域の学校を陳情者の方が非常に愛してくださって、大切に思ってくださいていることはすごくうれしいですし、いいことだと思います。ただ、この陳情を認めるということは、学校再編しないということですので、それはちょっとできない。中野区全体を見たときに、適正配置ということは不可避だと思いますので、教育委員会としては受け入れることは難しいということで回答せざるを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。

山田委員

最初の陳情について、中野区立小中学校再編計画改定についてのお考えをお示ししていただいて、大切なご意見をいただいたかなと思うのですけれども、この学校の再編計画というのは、あくまで学校の適正規模を目指すということを主眼に平成17年度から始めていることの一環の中です。ですから、そういったとらえ方をさせていただいて、全体として、中野区の子どもたちをどのように育てていくかということの視野に立っていただいて、ご理解いただければと思います。

なお、中学校の第三・第五・第十中につきましては、今のこの三つの中学校おのおの、子どもたちの規模が少しずつ少なくなっているということで、やはり適正規模ということを考え合わせると、意に沿わないような結果になってしまったと思っております。よりよい教育環境を整える意味で、私たちは苦渋の選択をせざるを得なかったということをいろいろな場面でご理解いただくように、私たちも努めていきたいと思っております。

教育長

各委員のおっしゃることはごもっともだと私も思いますし、協議の中で、委員会の中で丁寧なご説明をというのは、事務局のほうに委員さんの声として何度もいただいております

ので、今ここで議論している内容について、学校再編計画の私たち教育委員会が目指したものは何かというのを丁寧にご説明することで、この陳情にお答えできるような努力を事務局としてもしていきたいと思っています。

高木委員長

それでは、事務局は、以上の協議結果を踏まえてそれぞれ陳情者に通知してください。

<会議録の公開について>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

中野区立小中学校再編計画の改定に関するに協議に当たっては、これまでの間、区民に与える影響等を考慮して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても非公開としてきましたが、本日の協議をもって「中野区立小中学校再編計画（第2次）」【素案】の策定についての協議が整いましたので、当該素案の発表後、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、個人情報に該当する部分を除き、順次、当該会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。

事務局は、本改定素案の公表後、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、個人情報に該当する部分を除き、順次、当該会議録の公開をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第6回臨時会を閉じます。お疲れさまでした。

午後9時05分閉会